

福岡市医師会資料

福岡市医師会員各位

保育所(園)・幼稚園での与薬について、ご協力のお願い

現在、多くの保育所(園)・幼稚園では保護者からの要望に応え、育児支援の立場から、また子どもたちが苦痛から早期に解放されることを期待して、保育士・教諭が保護者に代わってくすりを与えていました。保育所(園)・幼稚園では、事故が起こらないように細心の注意を払っていますが、冬季などは多くの保護者から薬を依頼され、いつも不安を抱えながら与薬しています。以上のことから、「保育所(園)・幼稚園での与薬」に関して、主治医、保育所(園)・幼稚園、保護者が、今後どのように対応していくべきかを検討する必要がでてきました。

このため、福岡市医師会の乳幼児保健委員会 保育所(園)・幼稚園保健検討会で、昨年5月から1年余に亘り「保育所(園)・幼稚園での与薬」について検討してきました。

検討の結果、以下のような結論にいたりました。

- (1) 原則として、保育所(園)・幼稚園での与薬は行わない。
- (2) 止むを得ず与薬を行う場合には、薬を処方した医師、与薬を依頼する保護者も責任と自覚を持つ。
- (3) そのために、医師、保育所(園)・幼稚園、保護者がお互いに責任を持つ制度を作る。

具体的な方法は以下に記載しております。お読みいただきましてご理解ご協力ををお願いいたします。

保護者へは、保育所(園)・幼稚園から、同様の内容(別紙1)の、具体的な連絡が行われます。

※保育所(園)・幼稚園保健検討会は、保育所(園)・幼稚園における保健に関する問題点を検討しております。検討会の委員は乳幼児保健委員会委員および福岡市保健福祉局、市立保育所、私立保育園、市立幼稚園、私立幼稚園の各団体の代表で構成されています。

福岡市医師会乳幼児保健委員会
保育所(園)・幼稚園保健検討会

福岡市における保育所(園)・幼稚園での与薬

主治医から子どもに処方された薬は保護者が与えるべきものであり、保育所(園)・幼稚園での与薬は原則として行うべきものではありません。

A. 保育所(園)・幼稚園での与薬の現状

1. 医師は、保育所(園)・幼稚園での与薬について関心が低い。
2. 保護者は、昼間に使用するくすりの投与を園に依頼する傾向が強い。
3. 園での与薬は種々の問題(別紙2)を抱えています。しかし、多くの園では育児支援の立場より、保護者から薬を預かり園で与薬を行っています。

B. 今後の保育所(園)・幼稚園における与薬への対応

1. 園では、原則として与薬を行いません。
2. 止むをえない場合、園では下記の条件の下に保護者に代わって与薬を代行します。
 - (1) 園で与薬を行う場合は、与薬する薬について主治医が記載した「投薬情報書」(別紙4)の提出を必要とします。
 - (2) 保護者と園との信頼関係と緊密な連携の下、所定の「連絡票」(別紙3)を使用し、事故等が発生しないように充分な配慮をした上で行います。

C. 主治医としての対応

1. 主治医は、原則として園での与薬を行わないように配慮してください。
 - 例1) 子どもの登園を控えさせ、家庭で療養させます。
 - 例2) 病児保育施設等を紹介します。
 - 例3) 1日2回で済むくすりを使用します。
 - 例4) 1日3回使用でも、2回目は帰宅時、3回目は就寝前の服用を指導します。
2. 保護者が園へ与薬を依頼するため、主治医に「投薬情報書」(別紙4)を要求した場合の対応
 - ①保護者が保育園へ与薬を依頼する場合は、与薬する薬について主治医が必要事項を記載し署名した投薬情報書を園へ提出する必要があります。
 - ②このため、主治医は保護者から投薬情報書の発行を請求されることがあります。
 - ③主治医が患児を診察し、やむを得ず保育園在園中の時間帯での与薬が必要であると判断した場合は、主治医は保護者へ投薬情報書(別紙4)を発行する必要があります。
 - ④投薬情報書(別紙4)を発行した場合、与薬により問題が生じた際の責任は医師にも発生する所以ありますので、患者との信頼関係や園の管理体制等に留意した上で慎重に対処してください。
 - ⑤投薬情報書(別紙4)に対して、文書料の請求は可能と判断されます。
 - ⑥処方内容に変更がなければ、投薬情報書(別紙4)は原則として7日間は有効です。
 - ⑦処方内容の変更があれば、新規に投薬情報書(別紙4)が必要になります。

福岡市医師会乳幼児保健委員会
保育所(園)・幼稚園保健検討会

(別紙1)

保護者の方へ

保育所(園)・幼稚園でのくすりの取り扱いに際しての取り決め

- I. 原則として、保育所(園)・幼稚園ではくすりの取り扱いはいたしません。
保育所(園)・幼稚園（以下、園と略します）で、保育士・教諭が保護者に代わってくすりをお子さんへ与えることは、事故などいろいろな問題を含んでいますので、原則としてくすりの取り扱いはいたしません。
主治医の先生へは医師会から同様の連絡が行われていますので、診察を受ける際は、「お子さんが園に通っていること」、「園では原則としてくすりを与えられないこと」を必ず伝え、昼間のくすりについてご相談ください。
- II. 止むを得ない理由の時には、保護者と園との信頼関係において、園の担当者が保護者に代わってくすりを与えることを考慮します。
くすりを与える場合は、できるだけ事故が起こらないよう、以下の要領を必ず守っていただきます。
 1. 園でくすりを与える場合は、安全性の確保のために「連絡票」（別紙3）に必要事項を記載していただき、くすりとあわせて園の担当者に手渡していただきます。記載漏れや記載不備がある場合はくすりを与えられることがあります。
 2. 園で与えるくすりは、診察した医師が処方したものに限ります。薬剤情報提供書（くすりについての注意などを記載した文書）がある場合は一緒にご提出ください。
保護者が個人的な判断で持参したくすりは与えられません。
 3. お子さんが今までに使用したことのない新しいくすりは、園での使用時に発疹や嘔吐などの思わぬ副反応が生じる恐れがありますので与えられません。園で預かる場合は、少なくとも一度は保護者が与えたくすりに限ります。
 4. 以下のような場合は、園ではくすりを与えられことがあります。
 - (1) お子さんが服薬を嫌がったり、吐いたりして飲ませられない時。
 - (2) 水薬の色が変わったり、濁つたり、性状が変わったと判断される時。
 - (3) その他、保育士・教諭の判断により不都合と判断された時。
 5. 発熱時の解熱剤や抗けいれん剤（けいれん止め）、喘息発作時の気管支拡張剤（発作止め）など、園の担当者の判断を必要とするくすりは原則として与えられません。ただし、お子さんにとって極めて有用と考えられる場合は、前もって医師と保護者と園との間で相談し、3者の連携の上で使用することを考慮します。

※1：くすりの使用に際しては必ず保護者に連絡し指示を受けた後に行います。

※2：それぞれのくすりの有効期限等を考慮し、適宜新しい薬に交換してください。

6. くすりを与える際の取り決め

- (1) 「食前」、「食後」、あるいは「3時頃」など、くすりを与える時間を指定することはできません。園において最もくすりを与えやすい時間(正午から午後3時まで)での服薬になります。
- (2) 特殊な時間での服薬や長期間の服薬を希望する時には、医師と保護者と園との3者間で協議し、くすりを預かるか否かを決めます。
- (3) 使用するくすりは1回づつに分けて、当日使用分のみをご用意ください。
- (4) くすりの袋や容器には、必ずお子さんの名前を記載してください。
- (5) 慢性疾患以外の疾患で、園での服薬が2週間を越えた場合は、園から主治医へ保護者を通じて、その後の園での服薬の必要性を確認することがあります。

7. 医師の文書について

- (1) 園でくすりを与える場合には、医師が必要事項を記載し署名した「投薬情報書」(別紙4)が必要です。
- (2) 「投薬情報書」(別紙4)に対して、文書料を請求されることがあります。
- (3) 医師が診察の上、お子さんが園での集団生活を控え、家庭あるいは病児保育施設等での療養が望ましいと判断した場合、あるいはその他の理由で、医師は「投薬情報書」(別紙4)を発行しないことがあります。
- (4) 処方内容に変更がなければ、「投薬情報書」(別紙4)は原則として7日間は有效です。
- (5) 処方内容の変更があれば、新規の「投薬情報書」(別紙4)が必要になります。

福岡市医師会乳幼児保健委員会
保育所(園)・幼稚園保健検討会

(別紙2)

保育所(園)・幼稚園での与薬についての現状と問題点

医師は薬を処方する際に、1日に3回服用するように処方することがよくあります。この場合、保育所(園)・幼稚園(以下、園と略す)に通っている乳幼児においては、在園する昼間の時間帯に与薬する必要が生じてきます。その結果、下記のようないろんな問題が起こっています。

1. 保育所(園)・幼稚園の立場

- (1) 医療法上、園において保育士・教諭が乳幼児に与薬することは認められていない。
- (2) しかし、多くの園では、育児支援の立場から保護者の求めに応じて与薬している。

2. 保護者の立場

- (1) 医師から処方されたくすりは時間通りに飲まなければならないと思っている。
- (2) 一部の母親は昼休みに与薬のため園まで出かけているが、多くの母親は就労時間等の理由で園まで出かける余裕はない。

3. 現状

- (1) 多くの園では、多くの問題を含んでいることを承知しながら、保護者からの求めに応じて、育児支援の立場から保育士・教諭が与薬を行っている。
- (2) 保育士・教諭が与薬している園で発生している問題点や保育士の不安
 - ・与薬させた後、児に異変が生じた。
 - ・他児の薬を誤って服用させた。
 - ・薬をこぼして全量を飲ませられなかった。
 - ・誤って、過剰に与えてしまった。
 - ・子どもが与薬を嫌がり、薬を吐いたりして、結局飲ませられなかった。
 - ・忙しくて、依頼された薬を時間どおりに飲ませられなかった。
 - ・薬の管理が難しい。
 - ・薬がいつ処方されたのか解らない。
 - ・水薬の変化が気になる。
 - ・嫌がる子どもに保育士2人がかりで服用させるときは、他児への配慮ができなくなり、事故等の不安がある。
 - ・与薬が多い時には、児への配慮が十分に出来ない。
 - ・与薬を間違えないために、緊張が続く。
 - ・問題が生じた場合、重大な過失がなくても責任を問われるのではないかという不安がある。

(別紙3)

連絡票(案)

(最終的には、園の方で独自に作ります)

保護者記載欄	
子どもの氏名	
医療機関名、医師名 _____ 病・医院 _____ 先生 (緊急時に連絡がとれるように記載してください)	
病名または症状	
与薬を依頼するくすりの種類と数 (月 日) (月 日) (月 日) 粉 薬: ____種 → ____種 → ____種 シロップ: ____種 → ____種 → ____種 (保管は室温・冷蔵) 外用 剤: ____種 → ____種 → ____種	
外用剤の使用法	
その他の注意事項	

月日	受領者サイン	投与時間	投与者サイン
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	
月 日		時 分	

※処方内容の変更がなければ、連絡票の有効期限は原則として処方日から7日以内です。

※処方内容の変更があれば、新規の連絡票をご提出ください。

(別紙4)

投薬情報書1(常用薬用)

保護者記載欄	
子どもの氏名	予定帰宅時間： 時 分頃

医師記載欄	
くすりの内容	
抗生素	咳止め
下痢止め	整腸剤
その他 ()	外用剤
薬剤情報提供(あり・なし)	
上記の薬を「昼」に服用(日分)、塗布するように処方しました	
処方日 平成 年 月 日	署名：

投薬情報書2(頓用薬用)

保護者記載欄	
子どもの氏名	予定帰宅時間： 時 分頃

医師記載欄	
くすりの内容	
()	
薬剤情報提供(あり・なし)	
上記の薬を()の時に、 使用するように処方しました	
処方日 平成 年 月 日	署名：

※必ず保育所(園)・幼稚園と前もってご相談ください。